

第十五代 木村庄太郎氏 インタビュー

趣味紹介
「生涯の趣味～和small物創り～」

幕末の風を
感じよう
～大和市・泉の森～

そば
尾張屋／寿美吉

職業紹介
市民の生命・身体・財産を守る
～訓練に終わりなし～
大和市消防本部・消防署



表紙写真 第十五代 木村庄太郎氏

安全と安心は譲れない。

・セキュリティ機器/システムの販売
・機械整備/常駐整備
・ビル総合メンテナンス
・まごころセンター

株式会社 ナエチア
NATURE

〒252-1101 鎌倉市大土1-7-38
TEL 0467-77-2222
FAX 0467-78-2557
E-mail:nature_info@nature.co.jp
http://www.e-nature.co.jp

ゆっくりとお別れのできる 一日一家族の葬儀式場

家族想いの
大和式礼

ご自宅でのご安置にお困りの方
当館霊安室でお預かりできます。

http://www.sikirei.com/

大和斎場でのご葬儀もご用命ください。

大和式礼 ☎0120-143-011 年中無休 24時間受付
大和市大和東 2-9-13 相鉄線・小田急江ノ島線「大和」駅北口より徒歩約6分

法人会のビジネスガード
Business Guard

会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション
企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

AIU保険会社

〒243-0018 神奈川県厚木市中町4-16-21
厚木支店 プロミティあつぎビル3階
TEL. 046-225-1272
FAX. 046-224-6696
(受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

OTAKE

お気軽に
ご相談下さい。

有限会社 大岳地所

〒243-0405 海老名市国分南4-12-2
TEL.046(234)9321 FAX.046(234)9566
http://www.otakejisyo.co.jp/

電子機構部品製造

株式会社 政森製作所

本社 〒242 神奈川県大和市中央7-5-18
-0021 TEL 046(261)4941
FAX 046(264)2043

栃木工場 〒321 栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽2918-1
-3426 TEL 0285(68)5451
FAX 0285(68)5455

TKC会員 http://www.zei-chuo.com

税理士法人
中央事務所

大和市大和南1-12-10 TEL 046-261-5888

シルク印刷・シール印刷

〒252-0002 ラベル・ステッカー
神奈川県座間市小松原2-22-12 ネームプレート
TEL. 046-253-0636 アクリル印刷
FAX. 046-255-3226 版下・マック出力

有限会社 外岡特殊産業

まずはお気軽にご連絡ください。
URL http://www.sotooka.co.jp

トヤマは「モノづくり」を通して、
「世界平和の為に科学技術発展」に貢献して参ります。

TOYAMA

株式会社 ト ヤ マ
〒252-0008 座間市ひばりが丘4丁目13番16号
TEL.046-253-1411代 FAX.046-253-1412
E-mail. salesdept@toyama-jp.com
URL. http://www.toyama-jp.com

QJ01858/ISO9001 EJ01859/ISO14001

ゆったりと満ち足りた
ひとときを・・・

ご宴会 ご会食
ご宿泊 ご婚礼

皆様を最高のおもてなしで
お迎えいたします。

お得な最新情報掲載中
Facebookでいいね!してください。 twitter @HOEBina

オークラフロンティアホテル海老名

四季 Alcorrette The Lounge La Palette

Tel.046-235-4411(代) http://www.okura-ebina.co.jp

相州高座郡下霧間村公所

「古木家文書目録Ⅱ」 発刊のご案内

「古木家文書目録Ⅰ」の続編「古木家文書目録Ⅱ」が平成25年10月に刊行されました。神奈川県大和市北部の、下鶴間村公所の名主古木家の江戸の一部(916点)と明治(1,415点)の目録に詳細な解説を試みました。解題、村役用日記帳などから見る村、古木家の人々、種痘祝、古文書の裏打ち、明治以降の公所の記事と三通の古文書の原文と釈文が掲載されています。 定価2,500円(税別)

株式会社 永 屋
〒242-0007 大和市中央林間四丁目27番3号
TEL 046-293-5252 http://www.nagaya.co.jp



めざします。企業の繁栄と社会への貢献



生涯の趣味
と小物創り

小師みさ子（海老名市在住）

母が和裁教室をしていましたので、子供の頃から家の中に着物布や端布が沢山ありました。母の影響か縫う事がとても好きで、母からもらった布でチクチクと下手ながらも袋物等を創っていました。

着物布を使って手縫いで手提げや化粧ポーチ等、和小物を創るきっかけになりました。たのは、三十年程前です。幼なじみのお母様が亡くなり、親戚の方々に形見分けとしてお母様の着物を差し上げようとしたら、寸法も合わないしもらってもタンスの中にしまっておくだけになると言われ、困っていると相談されました。帯や着物、裾裙等を送ってもらい、大小色々な袋物を創り送りましたら、喜ばれたそうです。私も役に立つ事が出来て、ちょっと自信が付き安堵した事を覚えております。

長く続けてこられたのは、二十年前に障害者施設を立ち上げ、活動を理解してもらうための写真会やバザーを年二〜三回ほど行っている友人がいるからです。私もボランティアの一環に加わりたく考えて、趣味の和小物を役立ててもらおうと縫い貯めて送る様になり、今迄続けられている事に感謝しています。

手縫いはとても便利があります。座れば直ぐ縫える事で時間があれば何時でも少しでも縫えます。これが長く続けられた要因だと思っています。

時々娘の友人から依頼されますとその方のイメージや趣味等を考えながら、ちょっと派手にビーズを使ったり等々考えながら創っている時の楽しさが私のストレス解消になっています。

日本女性の平均寿命が年々長くなっていますので、私も未だ未だ健康に気を付けて和小物創りを続けられたら幸せです。



憧れの仕事 輝いて今

第十五代 木村庄太郎氏

（綾瀬市大上出身・本名森田善光）

第十五代木村庄太郎さんは、春日野部屋に所属し、現在は大相撲の幕内格行司として活躍する。テレビの相撲中継では五時少し前になると登場する。実際にお会いすると、土俵での凛とした姿とは対照的にとても温厚な方だ。

「木村庄太郎」は二七・一三年より受け継がれている木村家でも由緒ある名跡である。その名跡を平成十九年一月場所より襲名した。今は、行司を務めながら後身の育成を行うなど重責を担う。

庄太郎さんは昭和三十八年に横浜鶴見で生まれ、綾瀬の綾北小学校、綾北中学校を卒業した。中学卒業時に小さいころからあこがれていた行司になったかったが、両親の反対で高校に進学した。行司になるなら早いほうが良いとの助言もあり、一学期で退学。昭和五十四年九月に晴れて春日野部屋に入門した。入門と同時に行司としての作法・所作を習い、早くも十月には巡業の土俵に立った。誰も教えてはくれない。すべては先輩を見て覚える。初めて入った世界だったので、苦労だとか大変だと感じたことは一度もない。むしろ、先輩力士が食事に連れて行ってくれたことなど楽しい思い出も多い。

行司の仕事は勝ち負けの軍配を上げるだけではない。場内放送、決まり手のアナウンス。取組みを作ったり、番付表

春日野部屋 東京都墨田区両国1-7-11

JR総武線両国駅徒歩7分 ◆見学自由（事前にお問い合わせ下さい。）



を書いたり、巡業中の宿や移動の手配などやることは多い。一年の半分は家に帰ることができないそうだ。

幕内格の行司が裁く軍配は一日二組。力士の動きを予想し、廻しから上は見えない。土俵際のきわどくもつれた取り組みにも、自然と軍配が上がるという。

今、庄太郎さんの夢は部屋の関取の優勝を見ること。大いに可能性があるからこそ、昭和四十七年栃東関以来になる賜杯を部屋に持ってきて欲しい、という。そのためには「応援するしかないですけれどね」と優しく笑う。

行司という仕事を愛し、全力を尽くす。自信にあふれ胸を張って仕事を語る庄太郎さんはとても輝いて見えた。

（取材日・五月六日）

幕末の風を感じよう

大和市・泉の森

大和市のほぼ中央に広がる、泉の森。市道4号線から入ると、まず、左に神奈川県指定の天然の「しらかし林」があります。右側には、大和市のキャラクター『もっく』『みずべー』が出迎えてくれます。奥に行くと、引地側の水源があることも知られています。

そしてここには、幕末に繋がるいくつかの場所があります。

東舟翁の碑

まずは、木製の斜張橋「緑のかけ橋」の東側の端の少し上に「山口東舟翁の碑」があります。これは、東舟翁の長男謹一が、東舟翁の七回忌に建立したものです。

山口東舟（山口寛一）は天保七年、上草柳村に生まれました。十八歳で昌平坂学問所（東京大学の前身）に学び、二十二歳の時に帰郷して父親の職を継ぎ上草柳村の名主（村長）になりました。後進の面倒も良く見たそうです。この方が碑として残された理由の大きなものが、慶応四年勝海舟の暗殺を計画した戸田勝強を論じ、暗殺をやめさせたために、後の勝海舟と西郷隆盛の会談が実現したと言われています。八十歳で亡くなるまで、いろいろな要職をされた方です。

子安農場

さて、二つ目は、昭和二十七年五月に吉屋信子原作の『安宅家の人々』という映画が公開されました。そのロケに使用されたのが「子安農場立川養豚場」で、泉の森の「こもれば広場」辺りがそれでした。現在はありませんが、昭和十六年から二十九年まで大和にあり、経営していたのが、岩崎弥太郎の甥にあたる輝弥でした。

自治会や公園の名前としても「子安」というのが残っています。そのことを記した看板も泉の森の中に立てられています。

古民家

そして三つめです。これは想像のつく方もあるのではないのでしょうか。

泉の森西側にある郷土民家園にある「旧北島家」「旧小川家」です。北島家は江戸末期に建築されたもの。小川家は江戸中期の頃の件地区だそうです。これらをつきみ野や福田から移築したものです。

家の造りや、中に展示された古民具を見ることで、当時の暮らしを思うのもいいでしょう。

時間を見つけて、自然の中を散歩しながら幕末の風に吹かれてみてはどうでしょうか？



ぶらり
グルメ
さんぽ!

座間市座間

そば

尾張屋



こだわれば普通が一番難しい

尾張屋さんは座間と厚木を結ぶ座架依橋のそばにある。この地で開業したのは昭和55年。東京の赤羽から移ってきた。

入口の引き戸を開けると中は落ち着いた純和風の造りだ。テーブル席の他に団体客が座れる囲炉裏風のテール席もある。お勧めはお蕎麦と丼物の「カツ重合せ」「天重合せ」「うな重合せ」のセットメニュー。ボリューム満点の人気メニューだ。

「お蕎麦はゆでたてが一番」「お蕎麦と『かえし』のバランスを考え、ご飯ものも味付けをしている」と説明を下さったのが、2代目となる大巻治夫さん。治夫さんはそば「にとことんこだわる。大切にしていることは、奇をてらわない。江戸の昔から続く技法を普通に当たり前に行うこと」。

信念があるからこそ、必要以上にかかる手間もいとわない。打ち立てのおいしさを損なわないよう、細心の注意

を払いゆで上げたそばは「出されたその瞬間に食べてほしい」「時間が経てば味が変わってしまう」と言っ。そのかいもあって、昼は会社員や運転手さん、夜は近所の常連客で店はいつもにぎやかだ。

「そばに決まった食べ方はない。自由においしく食べてもらえれば、それが一番」その一言に治夫さんの心を感じた。

「座間の地場野菜をふんだんに使ったメニューも考えたい」と抱負を語る治夫さん。新しいメニューが待ち遠しい。



座間市さがみ野

そば
寿美吉

おそばでつながる人と人

寿美吉さんはさがみ野駅から徒歩3分ほどの場所にある。昭和50年に鶴間の寿美吉さんから独立して現在の場所に開業した。

暑いこの時期は天ざる、冷やしたぬき、冷やし中華。今年から始めた変わりそばも好評で、これからは大葉そば、ゆずそばがお勧めだ。

明るい店内は一階がテーブル席とお座敷。二階が宴会場だ。昼は近所の会社員でにぎわう店内も、夜は二階の宴席が中心になる。最大で50人ほど入れる宴会場はいつも、お客さまで溢れている。月の半分は宴会の予約で一杯だ。日によっては午後と夜に宴会が入ることもある。

宴会メニューは刺身、鍋、天ぷら、締めそばが基本だが、量は満足してもらえ自信がある、という。これが自慢だ。質にもこだわり刺身のマグロは生のホンマグロを出している。そのか



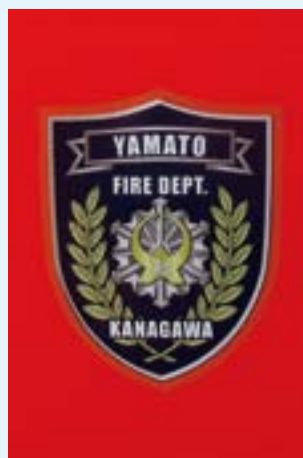
お店を利用した人が転勤で異動すると口コミで評判が広まり、今では県内の平塚、伊勢原、秦野、横浜からも宴会のお客さまが来店する。

「儲からないけど損もしない。お客さんが喜んでくれればそれでいい」という社長の横で二代目となる高波貴志さんは高齢の方も増え、送迎ができるマイクロスバスが欲しいと優しい夢を語る。

二人の会話に心とおなが満たされる。



大和市消防署が発足して今年で50年を迎えた。23万市民の生命・身体・財産を守る、大和市消防本部を訪問した。大和市消防署十六代目消防署長の関戸宏孝さんが案内をして下さった。



消防隊員的一天

現在、大和市消防署には一七三名の職員が在籍している。1勤務24時間の2交代制で、常時三分の一程度が勤務している。災害出動時以外は、市内の地理・水理調査、火災予防査察、地域防災訓練の指導等、消防・救助・救急の訓練など、予定表を組み行っている。訓練は一回につき3時間を日に何回も行っている。訓練を通じ体力だけではなく、基礎技術や精神力を養う。ここで培った知識を知恵に変え初めて現場で臨機応変に対応できる。

大和市消防署は救助大会の全国大会に毎年のように駒を進め入賞しているが、これも日々積み重ねる訓練の成果であり、目的ではない。

地域とのつながり

阪神淡路大震災、東日本大震災を通じ、消防団員の存在がクローズアップされている。現在大和市には250名(定員)の消防団員がいるが、地域の担い手として、昼夜を問わず活動する消防団員なくして地域を守ることはできない。消防職員と消防団員は車の両輪だ。消防署との連携が欠かせないことから、合同の訓練を随時行っている。

市民の生命・身体・財産を守る 訓練に終わりなし

大和市消防本部・消防署



〈50周年記念式典〉



〈訓練の様子〉



高機能消防指令センター

私たちの119番通報は消防本部にある「高機能消防指令センター」に通じる。モニター画面には地図が表示され、固定電話からの通報はピンポイントで発信地が表示される。火事が救急が聞き取った内容を入力すると、現場に最も早く到着できる消防車や救急車が選ばれ自動音声で指示が飛ぶ。同じ情報は消防車や救急車でも共有され、いち早く正確に現場へ到着できる。昨年受けた119番通報は一五、八六八件。中には「?」という通報もあるというが、決して先入観は持たず、万が一に備え真剣な対応をする。

消防職員を目指す人は高い志がある人だ。だが職員になり「消防のプロフェッショナル」は結果がすべて。即断即決。想定外は許されない。広い視野を持って次を想定してゆることが求められる。そんな厳しいプロの集団が今日も私たちを守る。



大和市消防本部・消防署
大和市深見西4-4-6



行事予定

●印は会員以外の方もご参加いただけます。

開催日時	会合名	会場	参加費	
7月 24日(木) 13:30～	決算法人説明会	大和税務署	無料	●
26日(土)	ヤビツ下草刈り	ヤビツ峠		
29日(火) 13:00～	夏休み租税教室・映画鑑賞会	海老名市文化会館	無料(要申込)	●
8月 6日(水)	生活習慣病検診	大和スポーツセンター	有料(要申込)	●
7日(木)	生活習慣病検診	大和スポーツセンター	有料(要申込)	●
9月 24日(水)	チャリティーゴルフコンペ	小田急藤沢ゴルフクラブ	有料(要申込)	●

活動報告

4月～5月
3部会
第2回部会会員会議

青年部会・女性部会・源泉部会の各部会が第2回部会会員会議を開催いたしました。



4月～5月
各支部 第2回会員会議

4月25日に座間支部、5月21日には海老名支部・綾瀬支部、5月29日には大和南支部がそれぞれ会員会議を開催いたしました。



6月10日(火)
第2回 通常総会

海老名市のオークラフロンティアホテル海老名において第2回通常総会が開催されました。当日は多数の会員様ならびに来賓の皆様にご参加頂きました。



情報募集

大和法人会広報委員会では皆さんからの情報を募集しております。趣味の話やおいしいお店の情報などお気軽にお寄せください。
〒242-0021 神奈川県大和市中央7-5-18 ☎046-260-0511 ☎046-260-0515
法人会HPにて最新情報公開中!! <http://www.yamato-hojinkai.or.jp>

法人会会員企業にお勤めの皆様には、**お一人からでも** 集団取組の割安な保険料でご加入いただけます。

— 法人会 —

生きるためのがん保険 Days

青いダック

■引愛保険会社(お問い合わせ先)

Afiac

アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)

町田支社
〒194-0021 町田市中町1-2-4 日新町ビル3F
法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、会員のみならず共に歩んでまいりました。これからは会員のみならず、お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命
湘南支店 厚木営業所/厚木市中町4-16-22 (太陽生命厚木ビル) TEL 046-224-0494

AIU 保険会社
厚木支店/神奈川/厚木市中町4-16-21 (プロミティあつぎビル3F) TEL 046-225-1272



大和税務署からのお知らせ



e-Tax キャラクター「イータ君」

「領収証」等に係る印紙税の
非課税範囲が拡大されました
(平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」については、受取金額が**5万円未満**のものについて非課税とされております。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

- (注) 1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。
「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。
- 2 消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます。)が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

※ お分かりにならない点がありましたら、大和税務署 法人課税第1部門(TEL046-262-9411)へお尋ねください。

税の豆知識 ～家電の税～

扇風機には、国税として物品税(昭和12年～平成元年、主に贅沢品、嗜好品などを課税対象としていた間接税)が課されていましたが、府県税でも扇風機税が課されていました。

昭和11年度の段階で北海道、青森、東京、京都、大阪、宮崎以外の県で、扇風機税が課されていました。ほとんどの県では扇風機1台につき一律に課税、もしくは扇風機の大きさ(16インチを基準としている県が多い)に応じて課税をしていたようです。しかし、富山県、愛媛県、福岡県では、「湯屋、理髪、営業用」とそれ以外とで税額を変えていました。銭湯や理髪店等の営業用の扇風機は一般家庭用よりも税額を安く設定していたのです。エアコンが無かった時代、一般家庭では扇風機は贅沢品だったといえるでしょう。